

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	交通安全教育事業			事業コード	102
所属コード	047200	課等名	くらしの安全課	係名	
課長名	鈴木 薫	担当者名	大林	内線番号	2682
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

1 事務事業の基本情報

(1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画 体系 (旧)	施策の柱	安全な暮らし	コード	2
	施策	市民生活を守る安全対策の充実	コード	3
	基本事業	交通安全の推進	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 1 項 10 目 交通安全教育事業 (001-09)			
特記事項 (H26)				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始 年度	昭和 43 年度	
根拠法令等 (H26)	交通安全対策基本法第 4 条、盛岡市交通指導員設置規則、盛岡市交通安全教育専門員設置要綱			

(2) 事務事業の概要

市民(特に子どもや高齢者)が交通事故の犠牲者とならないように、幼稚園・保育園、小・中学校、老人クラブ等を対象とした各種交通安全教室を開催し、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚を図る。

また、老人クラブや幼稚園・保育園から推薦された者を交通安全シルバー・父親母親推進員として委嘱し交通安全教室を開催することにより、老人クラブや家庭での交通安全意識の高揚を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

昭和 38 年に人命尊重の基本理念の下、社会の要請に応えるべく発足した岩手県交通安全協会盛岡支部交通指導員が、昭和 43 年に組織機能充実のため盛岡市交通指導隊となり、交通安全教育が開始された。昭和 62 年には交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図り、交通安全の確保に資するため交通安全教育専門員が設置された。また、昭和 54 年には交通事故死傷者数に占める子供と高齢者の割合が高いことから、地域と家庭に密着した恒常的な交通安全運動を推進するため、交通安全シルバー・母親推進員制度が発足した(平成 16 年度からは交通安全シルバー父親母親推進員)。交通安全シルバー推進員事業については、平成 17 年度から、盛岡市老人クラブ連合会と共に開催している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3) からどう変化したか。

交通事故死傷者のうち高齢者及び高齢ドライバーの占める割合が大きく、高齢者への交通安全教育の重要性が増している。

2 事務事業の実施状況 (Do) · · · · ·

(1) 対象（誰が、何が対象か）

交通安全教室を受講する市民（特に、幼稚園・保育園、小・中学校、高齢者）とその家族及び関係者＝市の総人口

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	26年度 実績
A 市民の人数		298,853	299,220	299,585	298,585	298,857
B						
C						

(3) 26年度に実施した主な活動・手順

○交通安全教室

小・中学校の担当者を対象に交通安全教室開催に関する説明会を行った。

交通安全教室の開催日程や内容を各学校担当者と調整。

幼稚園・保育園、小・中学校、老人クラブ等を対象とした各種交通安全教室の開催。交通指導や警察との連携のもと行われた。

○交通安全シルバー・父親母親交通安全教室

交通安全シルバー・父親母親推進員の募集。

老人クラブから推薦された者をシルバー推進員として、幼稚園・保育園から推薦された者を父親母親推進員として委嘱。

シルバー・父親母親推進員を対象とした交通安全教室の開催。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 交通安全教室開催回数	回	266	266	305	305	287
B 交通安全教室参加人数	人	33,248	33,322	35,294	35,294	33,880
C シルバー・父親母親推進員の交通安全教室への参加者数	人	726	691	691	691	648

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

交通ルール違反はもとより、交通マナーの悪さが交通事故の誘因となるケース多いため、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚を図る。

市民が交通安全教室を企画するなど自発的に取り組むことにより、市民（特に子供や高齢者）が交通事故に遭わないようにする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 交通安全教室を行った幼稚園・保育園、小・中学校の児童・生徒のうち、交通ルールを守らないことが原因で交通事故により死亡した人数	□上げる □下げる ■維持	人	0	0	0	0	0
B 交通安全教室を行った老人クラブに所属する高齢者のうち、交通ルールを守らないことが原因で交通事故により死亡した人数	□上げる □下げる ■維持	人	0	0	0	0	0

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	9,024	9,402	10,020	9, 993	9,795
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	9,024	9,402	10,020	9, 993	9,795
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	500	500	500	500	500
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
計	トータルコスト A+B	千円	11,024	11,402	12,020	11,993	11,795
備考							

3 事務事業の評価（See）……………

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている

理由：市民へ交通安全教育を行うことにより交通事故の未然防止につながる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：法定事務である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：法定事務である。

(4) 廃止・休止の影響

影響がある

その内容：交通安全対策基本法第4条に地方公共団体の責務として定められていることから廃止できない。また、交通事故を減らすためにも、交通安全意識を高揚する機会が必要である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：小・中学生、高齢者のはか、高校生、大学生、社会人を対象とした交通安全教室等交通安全教育事業を実施し、交通ルール・交通マナーの周知を図る。

(3) 公公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である

理由：市内全ての幼稚園・保育園、小・中学校に対し、交通安全教室開催申込書及び説明資料を送付し交通安全教室の実施を求めており。また、市内全ての老人クラブに対し、交通安全推進員の推薦依頼をしている。

地方公共団体の責務であることから、受益者の費用負担を求めるものではない。

(4) 効率性評価

事業費及び人件費ともに削減できない

理由：交通安全教育専門員の報酬が事業費に含まれているが、現在の人員でも全ての交通安全教室開催要望に応えられていないため、削減はできない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	安全・安心な暮らしの確保	コード	8
	小施策（推進項目）	交通安全の推進	コード	8-4

(2) 改革改善の方向性

高校生や大学生、社会人、高齢者を対象とした交通安全教育の充実

道路交通法改正（平成25年12月施行）やスクランブル交差点新設に伴う自転車安全利用教育の充実

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

高校生、大学生、社会人を対象とした交通安全教室等交通安全教育事業を行う場合、所属する学校、事業所等の協力が不可欠である。「学びの循環推進事業まちづくりコース（出前講座）」に交通安全教室を設置しており、引き続き関係機関に呼びかける必要がある。

また、特に自転車安全利用教育の充実については、交通安全教室の実施のはか、交通ルールやマナーの周知活動（交通啓発事業）を関係機関との協力と連携により進めていく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方針

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

高齢者と子供に交通事故被害が多いことと、歩道から車道での走行が基本となった自転車利用者への対策が見直されていることなどから、それらを対象とした法令遵守の徹底と交通安全意識の啓発に重点を置き、取り組む必要がある。併せて高校生や大学生、社会人への交通安全意識の啓発方法を検討する必要があるが、年代を問わず交通安全意識を持つてもらうためにも、最初の段階となる幼稚園から中学生までの間の啓発活動の徹底が重要と考えられる。